

特定非営利活動法人誠会

業務継続計画（感染症対策）

作成者 特定非営利活動法人誠会
作成日 2023年 6月21日
改訂日 2026年 4月 1日

目次

1. 目的
2. 対象事業所概要
3. 推進体制
4. 平時の準備
5. 感染疑い者・及び感染者が発生した際の対応
 - 5-1. 対応の主体者
 - 5-2. 感染疑い者が発生した時点での対応 ※初動対応
 - 5-3. 感染拡大の防止検討（通所事業所）
 - 5-4. 休業の検討（通所事業所）
 - 5-5. 利用者の利用停止

各基準

- 基準1：感染拡大の防止を検討する基準
基準2：休業の基準
基準3：報告の基準

様式

- 様式1 感染症対策備品リスト

1. 目的

本計画は、感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2. 対象事業所概要

事業所名	住所	営業日/時間	対象	定員
放課後等 デイサービス ステップ	東大輪 432-1	月~土 / 11:30~18:00	就学児	職員：3名以上 利用者：10名
放課後等 デイサービス ま こちゃん	東大輪 400	月~金 / 11:30~18:00	就学児	職員：3名以上 利用者：10名

3. 推進体制

- (1) 代表理事は、共同で本計画を統括する委員会を設け、その責任者である委員長を指名する。
- (2) 委員長は、当会全体の感染症対策を統括し、定期的又は必要な時期に見直しを行う。
- (3) 委員は、対象事業所から1名選出し、対象事業所の管理者と共に感染症対策を推進する

4. 平時の準備

項目	内容	担当	備考
感染防止に向けた取組の実施	最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集	管理者	収集先：利用者の学校等、感染症情報センター（埼玉県）
	基本的な感染症対策の徹底	常勤・非常勤	連絡帳確認 体温測定 手洗い 排泄介助手袋着用 消毒液の利用 備品等の消毒
	事業所内出入り者の記録管理	児発管・サビ管等	記録用紙
防護具・消毒液等備蓄品の確保	保管先・在庫量の確認、備蓄	事業所、事務局	マスク、体温計、手袋・エプロン（使い捨て）、消毒液、次亜塩素酸ナトリウム液、ペーパータオル
感染症予防の推進	委員会の開催	委員は各事業所より1名選出	年4回 ※感染症対策委員会
	研修の実施	委員又は児発管・サビ管等	年2回
	訓練の実施	委員又は児発管・サビ管等	年2回

5. 感染疑い者・及び感染者が発生した際の対応

5-1. 対応の主体者

項目	対応者	代行者
全体統括	委員長	代表理事
医療機関、受診・相談センターへの連絡	管理者	児発管・サビ管等
利用者家族等への情報提供	児発管・サビ管等	常勤
事業所内・法人内の情報共有	児発管・サビ管等	常勤

5-2. 感染疑い者が発生した時点での対応 ※初動対応

項目	内容	対応者
連絡	管理者へ報告	児発管・サビ管等
	事業所内・法人内の情報共有	管理者
	家族への連絡	児発管・サビ管等
感染疑い者への対応	サービス休止 別室対応：利用者はマスクを着用。対応職員は手袋、エプロン、マスクを着用。 ※休止期間は「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を参照	常勤
消毒・清掃等	各部屋の消毒・清掃等を実施	常勤・非常勤

5-3. 感染拡大の防止検討（通所事業所）

項目	内容	対応者
感染拡大の防止検討	感染拡大の防止検討 ※感染拡大防止の発動は、基準1を参照	災害対策委員長 管理者
防護	マスクの着用	利用者 職員
感染状況の連絡	事業所内・法人内での情報共有	管理者
	利用者・家族との情報共有	児発管・サビ管等
	保健所との連携 ※報告有無は基準3を参照	管理者

5-4. 休業の検討（通所事業所）

項目	内容	対応者
休業検討	休業の検討、再開予定日の検討 ※休業要否は基準2を参照	災害対策委員長 管理者
休業連絡	都道府県・自治体（指定権者）、保健所等と調整 ※報告有無は基準3を参照	管理者
	利用者・家族への説明	児発管・サビ管等

5-5. 利用者の利用停止

利用者の通っている学校等が、感染症対策として臨時休業（学級閉鎖等）となった際は、学校等の休業期間に準じて利用を停止する。

【各基準】

基準1：感染拡大の防止を検討する基準

	状況
ア	事業所利用者の感染者数が、定員の30%を超えた場合。ただし、事業所での行動歴がない場合には、その限りではない。
イ	事業所従業員の感染者数が、3名を超えた場合。ただし、事業所での行動歴がない場合には、その限りではなし。
ウ	第一種感染症に関しては、発生した際に保健所と連携を取り検討する。

基準2：休業の基準

	状況	再開の基準
ア	事業所利用者の感染者数が、定員の40%を超えた場合。ただし、事業所での行動歴がない場合には、その限りではない。 また、潜伏期が1、2日と極めて短く、休業が有効な感染症を対象とする。	感染症の種類に応じて、休業期間は2～5日程度を目安とする。
イ	事業所従業員の感染者数が、4名（従業員が10名以上の事業所は40%）を超えた場合。ただし、事業所での行動歴がない場合には、その限りではなし。	
ウ	第一種感染症に関しては、発生した際に保健所と連携を取り検討する。	

基準3：報告の基準

	状況
ア	同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
イ	同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ	「ア」及び「イ」に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【様式1 感染症対策備品リスト】

法人名	事業所名

備品名	数量	備考	備品確認 チェック日付
マスク	1セット		
体温計	2本以上		
手袋（使い捨て）	1セット		
エプロン（使い捨て）	1セット		
消毒液	2本以上	※事務所で一括購入	
次亜塩素酸ナトリウム液	1本	※家庭用の塩素系漂白剤でも代用可	
ペーパータオル	1セット		